

2021年12月10日

お客さま各位

西日本シティ銀行

## NISA口座のみなし廃止措置について

令和3年度（2021年度）の税制改正により、下記に記載のみなし廃止措置の対象となるお客さまは、マイナンバー（個人番号）の届出がないため、2022年1月1日（土）をもって、「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなし、NISA口座を廃止しますので、お知らせします。

なお、今回廃止となる2017年以前のNISA口座は、既に投資可能期間（2017年）は過ぎっており、2021年12月31日（金）をもって非課税での保有期間が終了するため、その残高が自動的に特定口座（特定口座を保有されていない場合は一般口座）に移管されます。

### 記

#### 【のみなし廃止措置の対象となるお客さま】

- ・2017年以前に当行でNISA口座を開設され、2018年以降に当行でのNISA口座、つみたてNISA口座のご利用がないお客さま\*

※NISA口座、つみたてNISA口座のご利用がなくても、非課税枠が設定されている場合は、NISA口座は廃止されません。

2022年以降も当行でNISA口座のご利用をご希望される場合は、改めて非課税口座開設のお手続きが必要となりますので、最寄りの営業店にてお手続きいただきますよう、お願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
事務統括部 竹末・宮城 TEL 092-476-2507